

報告第 2 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、調停の成立（和解）について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、令和５年９月２１日に申し立てられた調停の成立（和解）について、次のとおり専決処分する。

令和６年１２月１６日

足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償金の支払方法確定調停事件に係る調停の成立（和解）について

足立区は、令和元年6月に足立区立小学校内で発生した児童の受傷事故に係る損害賠償金の支払方法確定調停事件について、下記のとおり調停の成立（和解）をする。

記

1 相手方

足立区梅田在住者 他4名

2 和解の要旨

足立区は、被害児童に対し、3の事案に基づく損害賠償債務として、金900,000円を支払う。

3 事案の概要

令和元年6月、足立区立小学校の廊下で、加害児童2名が、帰宅しようとした他の児童を引き留めようと、その児童のランドセルに付いていた伸びるストラップに繋がった自宅の鍵を足で踏んでいた。伸びるストラップが伸びきったところで鍵が踏んでいた足から外れて勢いよく前方に飛び、近くを通った被害児童の額に鍵の先端部分が刺さり負傷した。

以上